

# 【労働局では積極的な不正受給調査を行っています】

労働局では、雇用保険法等の関係法令に則り、予告なしの調査を積極的に実施しています。

雇用関係助成金を受給（又は申請）した事業主の皆さんにおかれましては、調査へのご協力と適正な受給（又は申請）であったかの自主点検をお願いいたします。

万一、自主点検の中で不正もしくは不適正な受給（又は申請）があった際は、速やかに下記の連絡先までご連絡ください。

また、従業員等の方で勤めている（又は勤めていた）事業所が不正受給をしている（又はしていた）等の情報をお持ちの方は、下記の連絡先まで情報提供をお願いいたします。

## 【自主申告・不正受給情報提供連絡先】

栃木労働局職業安定部職業対策課分室 助成金事務センター  
TEL：028-614-2263

雇用調整助成金・緊急雇用安定助成金を受給（又は申請）した事業主の皆さんへ

**雇用調整助成金 不正・不適正に受給していませんか**  
労働局は積極的な調査を行っています

受給した助成金<sup>\*</sup>について、自ら調査を行い、  
不正・不適正の場合は、自主申告をしてください！

こんなことはありませんか？

- 休業として申請したが、実際には出勤している社員がいた
- 雇用関係ない者を含めて申請している
- 申請内容に誤りがあったが、そのままにしている
- 支給申請は従業員や知人に任せているから安心だ

会社の代表の皆さん、こんな風に考えていたら要注意！

- 自分は実態を把握していないが、休業を指示しただけで問題はない
- 実務を把握している社員に任せているから大丈夫
- 申請は、助成金をよく知る代理人に任せているから問題ない

代表者が意図的かどうかにかかわらず、自主申告のない場合、  
**不正に受給した会社（事業主）は公表されます！**

本来もらうことのできない助成金は、**不正受給・不適正な受給にかかわらず、原則として会社（事業主）へ返還を求めます。**

代表者が知らなかつたとしても、調査の結果、**不正受給と判断されることもあります。**

**不正受給に該当する場合、労働局ホームページに「事業主名及び代表者名」などが公表されます。**

\* 申請を行った場合（まだ受給していない場合）も含みます。

少しでも思い当たるところや不安があれば、裏面をチェック！

厚生労働省 厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク LL051010企01

**不正・不適正な助成金であれば自主申告してください**

**自主申告ではない不正受給事案については、例外なく事業主名を公表します\***

\* 支給決定取消等を行った額が100万円未満を除く。

労働局が調査を行う前に、自己申告をする必要があります。

- 「調査が来るまで黙っておこう」
- 「不適正のうち一部だけ自主申告しておこう」

は通用しません。

労働局は予告なしの調査を積極的に実施しています。また、自主申告を踏まえた調査も行います。

**自主申告について** **自主申告した場合はどうなる？**

仮に、不正受給に該当した場合であっても、  
**受給した金額 + 違約金 + 延滞金**

を迅速に返還していただければ、事業主名の公表を原則として行いません\*。  
ただし、公表されないからといって、**安易に不正受給することは許されません。**

\* 調査に非協力的であるなどの場合、自主申告とは認められませんので、自主申告後も調査にご協力ください。  
また、特に重大又は悪質の場合は非公表の対象から除きます。

\* なお、返還できないため、公表となる場合であっても「自主申告したこと」を公表する際に記載します。  
また、全額の返還・納付後は労働局ホームページから削除することが可能です。

**自主申告の方法**

- 不正・不適正にかかわらず、速やかに申請した都道府県労働局にその旨をご連絡ください。
- 要件に合致しないことがわかる書類を労働局に提出してください。
- 「全体は調査中だが、一部で不適正な部分が見つかり、まずは自主申告したい」という場合は、調査中であることも含めて申告をしてください。

**書類保存について**

雇用調整助成金等を申請した事業主は、提出又は提示した書類の写しその他支給要領に規定する各種書類を、支給決定日の翌日から起算して5年間保存する必要があります。当該書類を保存していない場合も、「不正受給ではなくとも、」不適正に該当する場合があるため、ご確認の上、申請労働局にその旨をご連絡ください。

## 不正受給を行った事業主等

(問い合わせ先)

栃木労働局職業安定部職業対策課分室  
助成金事務センター  
電話 028-614-2263

【最新公表日】令和7年12月12日

※「返還状況」欄は最新公表日時点の情報を掲載。

公表日	名称	代表者名	不正受給に関与した役員等の氏名	事業概要	不正受給に係る事業所の名称	所在地	助成金の名称	不支給決定日又は支給を取り消した日	不正受給を理由とする返還を命じた額(※支給決定取消額)	返還状況	事業主等が行った不正の行為の内容
令和7年12月12日	株式会社向立	大木 八千雄	大木 八千雄 増渕 文夫	冠婚葬祭の施行	株式会社向立	栃木県宇都宮市東峰2-11-13	雇用調整助成金	令和7年10月8日	90,194,044円	全額返還済	支給申請を行った一部の対象労働者について、教育訓練実施時間中に通常業務を行ったにもかかわらず、教育訓練を実施したとする虚偽の申請書類を作成し、当該助成金を不正に受給したもの。
令和7年12月12日	株式会社ジョイサイン	柄村 亜弓	柄村 亜弓	広告業	株式会社ジョイサイン	栃木県宇都宮市下小池町560-141	雇用調整助成金	令和7年9月25日	16,366,008円	全額未返還	支給申請を行った一部の対象労働者について、休業していないにもかかわらず休業したとする虚偽の申請書類を作成し、当該助成金を不正に受給したもの。
令和7年12月12日	株式会社リンクフェイス	川田 和則	川田 和則	中古車販売	株式会社リンクフェイス	栃木県鹿沼市武子908-1	雇用調整助成金	令和7年9月16日	9,120,390円	一部返還済	休業手当を支払っていないにもかかわらず、休業手当を支払ったとし、また、事実と異なる売上高を記載した虚偽の申請書類を作成し、当該助成金を不正に受給したもの。